

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

公益社団法人大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、事業用トラックにおける作業の効率化による生産性の向上及び不正改造車（突入防止装置未装着車両）を追放するために、会員事業所（以下「事業所」という。）が可動式突入防止装置（以下「装置」という。）を導入した場合に、その導入費用の負担を軽減し、装置の普及促進を図ることを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、大分県内で登録した営業用貨物自動車に新たに装置を装着した会員事業所とする。

(助成対象機器)

第3条 助成の対象となる装置は次のとおりとする。

- (1) 道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するもの。（自動式・手動式は問わない。）
- (2) バンパーとステイのセット（ステイのみでも可。）

(助成額)

第4条 助成金額は、新たに装着する装置1台につき上限6万円とする。

ただし、助成限度台数については、1事業所あたり当該年度会員名簿の車両台数（被牽引車を除く）の30%以内（小数点以下切り上げ）とする。なお、助成金の交付は四半期ごとに行うこととする。

(申請手続き)

第5条 会員事業所は、当該年度4月以降に実施したものを、原則として月ごとに、その期間中に装着した分をとりまとめて、翌月の末日までに、協会の交付申請様式（様式1及び様式2）に納品書（写）、請求書（写）、領収書（写）、車検証（写）、装着車両のナンバー・装置が確認できる写真、リースの際はリース契約書（写）、リース計算書（写）、車検証（写）、装着車両のナンバー・装置が確認できる写真を添付し、協会会長宛に申請することとする。

2 申請は、受付期間中においても当該年度の予算に達した場合は、申請受付を終了することもある。

(実施期間)

第6条 当該年度の4月から2月末日までとする。

(雑則)

第7条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附則)

本要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成31年4月1日 一部改正

令和 3年4月1日 一部改正

令和 7年5月29日 一部改正